

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	・ ・	法人名		
事業種目		1						
資産区分	種類	2						
	構造、用途又は設備の種類	3						
	取得年月日	4	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	
	事業の用に供した年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	
取得価額	取得価額又は製作価額	6	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	7						
	差引改定取得価額(6)－(7)	8						
法人税額の特別控除額の計算								
当期分	取得価額の合計額(8)の合計	9	円	前期繰越分	差引当期税額基準額残額(13)－(14)	17	円	
	同上のうち建物及びその附属設備に係る額	10			繰越税額控除限度超過額(23の計)	18		
	税額控除限度額 $((9)-(10)) \times \frac{15}{100} + (10) \times \frac{8}{100}$	11			同上のうち当期繰越税額控除可能額((17)と(18)のうち少ない金額)	19		
	調整前法人税額(別表一(一)「2」又は別表一(二)「2」)	12			法人税額超過構成額(別表六(二十五)「33の②」)	20		
	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13			当期繰越税額控除額(19)－(20)	21		
	当期税額控除可能額((11)と(13)のうち少ない金額)	14			法人税額の特別控除額(16)＋(21)	22		
	法人税額超過構成額(別表六(二十五)「34の②」)	15						
	当期税額控除額(14)－(15)	16						
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額		当期控除可能額等		翌期繰越額(23)－(24)			
平・平・平・平・平・平・平・平・平・平	23		24		25			
円	円		円		円			
外	外		外		外			
外	外		外		外			
外	外		外		外			
外	外		外		外			
外	外		外		外			
外	外		外		外			
外	外		外		外			
外	外		外		外			
計	(19)		(14)		外			
当期分	(11)		(14)		外			
合計								
設備等の概要								

別表六（十四）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が平成24年改正法附則第22条第1項《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法（以下「平成24年旧効力単体措置法」といいます。）第42条の10第2項又は第3項《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

(1) 経営革新設備等を事業の用に供した事業年度（供用年度）

(2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額7」には、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「当期分9～16」の各欄は、平成24年旧効力単体措置法第42条の10第1項に規定する特定中小企業者が同項に規定する経営革新設備等を平成14年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得等をし、沖縄県の地域内において事業の用に供した場合に、その経営革新設備等につき、その供用年度において平成24年旧効力単体措置法第42条の10第2項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。

4 「前期繰越分17～21」の各欄は、前期以前において生じた経営革新設備等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、平成24年旧効力単体措置法第42条の10第3項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。

5 「当期控除可能額等24」の各欄の外書には、平成27年改正前の平成24年改正措置法令附則第12条第1項《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法令第27条の10第2項《連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合において、翌期繰越額の各欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

6 「翌期繰越額25」の各欄の外書には、措置法第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十五)又は別表六(二十五)付表の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。

7 「設備等の概要」には、法人が平成24年旧効力単体措置法第42条の10第1項に規定する特定中小企業者に該当すること及びその設備等が同項に規定する経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。